

平成23年度第1回 江別市福祉有償運送運営協議会
議 事 概 要

1. 日時及び場所 平成23年6月10日（金） 午前10時00分～11時45分
江別市保健センター 3階会議室

2. 出席者 委員 10名（敬称略）

新保信一、八木橋秀幸、工藤祐三、山崎廣志、星優子
三好安司、鈴木久雄、保木本茂雄、鈴木進、山田宗親
（欠席：今井博康）

運輸支局随員 1名（敬称略）

山崎貴志（運輸企画専門官 輸送・監査担当）

申請法人 5名（敬称略）

山本雅也、高橋 毅（社会福祉法人 新篠津福祉会）

河口一廣（特定非営利活動法人 わーかーびいー）

沢田洋子（特定非営利活動法人 ボランティア杜の家）

小西 力（特定非営利活動法人 当別町青少年活動センターゆうゆう24）

3. 事務局 3名（原田課長、近藤係長、気境主査）

4. 議事概要

【1】開会

原田課長：それでは、時間となりましたので開会させていただきます。本日は、ご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。只今から、江別市福祉有償運送運営協議会を開催いたします。本日は、今井副会長から欠席の連絡をいただいております。江別市におきまして、6月1日付人事異動による委員の交替がありました。山田委員です。新任の委員への委嘱状は、机上に置かせていただきましたので、ご了承願います。では、新任の山田委員よりごあいさつ申し上げます。

【2】新任委員あいさつ

山田委員：皆様、おはようございます。江別市で6月1日付人事異動がありまして、前任の健康福祉部長の鈴木 誠に替わりまして、私、山田が着任いたしました。委員としての職務を全うしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

原田課長：また、6月1日付人事異動により、福祉課長の真屋の後任として私、原田が着任し、さらに、これに先立つ4月1日付人事異動で、障がい福祉係長の西田の後任として近藤が着任しております。よろしく申し上げます。

原田課長：では、規定により会長に議事を進めていただきます。よろしくお願いたします。

【 3 議事等】

(1) 福祉有償運送の江別市における新規登録に係る協議について

申請法人：社会福祉法人 新篠津福祉会

工藤会長：皆さん、おはようございます。今回は内容が盛りだくさんで、慎重審議はもちろんですが、スムーズな進行にもご協力をいただければと思います。時間は、1時間30分ほどを予定しています。さっそくではございますが、議事に入ります。次第3の(1)、社会福祉法人 新篠津福祉会の江別市における新規登録について、事務局から説明をお願いします。

近藤係長：新篠津福祉会につきましては、すでに新篠津村および岩見沢市で福祉有償運送を行っている事業者であります。江別市内での運送は初めてとなりますことから、新規申請に準じた取り扱いでお諮りするものであります。

(法人の概要、申請内容について協議資料に基づき説明)

工藤会長：内容が膨大ですけれども、只今、事務局から説明をいただきました。これにつきまして、申請法人から何か補足説明などはありますか。

法人：新規で利用される方ですが、現在、新篠津高等養護学校に通学されたいという希望がありまして、今回申請をしております。過去には新篠津高等養護学校の寄宿舎で生活していましたが、難しくなって在宅に戻られています。お母様と養護学校からも要望があり、通学に支援を受けられないかということで、今回申請するものです。

工藤会長：事務局または新規法人からの説明に関して、委員から質問・意見はありませんか。

鈴木(久)委員：市からの説明では、違反については業務中ではなかったという報告を受けているが、違反の内容が信号無視であったり、シートベルトの装着義務違反であったりなど、いずれもドライバーにとっては、守るべきことのイロハのイである。安全に対する意識については、学習会などを行っているとのことであるが、今ここに書かれている違反が次回の更新時には消えるよう、違反のないように運行をしていただきたい。また、健常者と障がい者を分けて考えることは、本来好ましいことではないと思うが、例えば急ブレーキをかけるときの安全確保などについて、さらに注意していかなければならないと思うので、安全輸送について配慮をしていただきたい。

工藤会長：他に質問・意見は。

山崎委員：自動車の運行管理について出発前の点呼はしているか。

法人：運転前に本人と面談し、体調と飲酒の有無などを確認しているほか、輸送コースの確認を行っている。

山崎委員：車両の点検をした結果、故障していたり、ライトがついていなかったり、オイルが減っていたりしたら、どうするのか。

法人：車両に不具合があった場合は、整備管理責任者に報告し、利用者には申し訳ないがその日の運行をキャンセルするか、代替の車両で対応する。

山崎委員：自前で修理などはしないのか。

法人：日常の点検で異常があれば、修理を整備管理責任者が地元の自動車商會に依頼

する。

工藤会長：別紙1の資料に受領の日付がなかったのが反省点であるが、これを受領した日はいつか。

近藤係長：5月20日に各事業所に対してヒアリングを実施しているので、それ以前に受領している。今後は、受領した日付がわかるように対応したい。

工藤会長：「公用車両の交通事故対応マニュアル」の制定日は、法人の方でおわかりか。

法人：平成18年4月1日である。

工藤会長：「ふれあいの苑居宅介護事業所」は、資料11ページに記載の基本財産(1)～(15)の中で、どれに該当するのか。

法人：第18条第2項の(5)である。住所が、定款に記載のものから変わっている。

工藤会長：事務局の説明では、運転者5人のうち4人が違反をしている。法人としての対応は？

法人：事業所として本人と面談し、問題点を検証するとともに、ヘルパー会議でも検証を行い、今後再発しないように研修と注意喚起を行っている。

工藤会長：他に質問は。

山崎委員：事故・違反報告書は、誰が書くのか。

法人：違反をした運転者本人が書く。

山崎委員：決裁欄の中で、運行管理責任者はいるのか？

法人：サービス管理責任者である。

工藤会長：他に質問は？ないようであれば、これ以後は審議に移ります。申請を行った法人は、退席のうえお待ちください。

(法人退席)

工藤会長：それでは只今から、審議に入ります。1枚目の項目に従って、全体的にどこから始めても結構とは思いますが、最終的に運営協議会として3つの視点で確認していきたい。1つは、福祉有償運送が必要かどうかという点。2つ目は、輸送の実施体制。運転者の要件、安全管理面をあわせて、輸送の実施体制についてはいかがか。3つ目は、対価が適正かどうか。これらの3つの視点で結果をお諮りしたい。1ページ目の項目でも全体的なことでも、ご意見があればお願いしたい。先ほど質問されていた鈴木久雄委員、懸念事項はあるか。

鈴木(久)委員：違反を繰り返さないような安全管理体制を整えばよいと考える。また、1名の方が学校に通うことによる福祉有償運送の必要性も感じるし、対価もおおむね合理的と考える。

工藤会長：他の委員の皆さんはいかがか。

山崎委員：事故・違反報告書は、本来はドライバーが書くのではなくて、ドライバーから話を聞いて運行管理責任者が書くべき。また、法人としての対応が、これだけでは見えないので、法人としてのものがもう1枚必要と考える。

鈴木(久)委員：報告書を書くのは運転者本人でよいと思う。

三好委員：書くのは本人としても、責任者によるまとめが必要と考える。その意味で、添

付の様式では項目が足りないかなと思う。

工藤会長：私も、責任者欄や管理者欄があってよいと、皆さんのお話を伺っていて思う。

保木本委員：順番と言えば、本人が書き、責任者へという流れが妥当と考える。

工藤会長：この報告書だけでは、法人としての対応が見えてこないのので、法人としての何らかの対応は別にもう1枚いるかと思う。

八木橋委員：5番（内容の要員・背景）と6番（今後の対応）に関しては、第三者が書くべきところであり、本人が書くのは3番（具体的な状況）と4番（対応及び結果）だけとし、それを基にして第三者を交えて事故や違反の要因をきちんと明確にするというのが筋ではないか。

工藤会長：5番と6番を本人が書いてしまえば、自己反省だけに終わってしまいかねない。

三好委員：これ自体は、事故がこのようにしてありましたよ、本人はこのように考えていますよ、という意味での報告書であり、施設の管理責任者などが見てもらうものとしておき、事業所としての対応は別に様式を用意して記載すべきものと考ええる。

工藤会長：法人として、この様式だけで終わりとするのではなくて、もう1枚あるか、または違う体制の中で対応するべきものということ、この形式については触れないでおき、これはこれで必要なものだということとする。他に意見は。

八木橋委員：何が重大で何が軽微かというのは法律上の問題でもあるが、意識としてどんなに小さな違反もしてはいけないという前提で考えてもらいたい。

工藤会長：37ページでスピード違反（20キロ以上25キロ未満）、41ページを見ますと信号無視、49ページと53ページはベルト装着義務違反の4件となっている。事業者の方にお聞きしたいが、信号無視はうっかりということになるのか。

鈴木(久)委員：うっかりかと思うが、例えば、黄色から赤に変わったときに交差点に入って、赤に変わったところの先に警察がいたということが考えられる。安全に仕事をする上で、スピード違反や信号無視はあってはいけないものである。

山崎委員：一般論からすれば、黄色は注意して進んでもよいことになっているが、私たちからすれば、「黄色は止まれ」である。また、ベルトについては、悪いこととわかっていてしないというのは、教育しても直らない。

星委員：人を乗せるのだから、うっかりとか見過ごしというレベルではないと思う。自家用車で事故を起こすというのも、考え方一つの問題であって、仕事でなくても運転をするということは、うっかりでは済まないということをきちんと伝えることが非常に大事だと思う。うっかりとか、軽いとか言っていると、誰かを乗せたときに事故や違反が起きるのではないかと私は思うし、仕事でも自家用車を運転しているときでも、事故や違反を起こしてはいけないということを、しっかりと伝えるべき。

工藤会長：今まで、運転者の条件と安全管理面についてご審議いただいたが、料金体系についてはいかがか。

三好委員：料金設定は、目安としてタクシー運賃の2分の1以内ということで、これだけ見れば、問題はないと思う。

工藤会長：対価については、特に問題はないということで、取りまとめに入りたい。輸送

の必要性については、ご理解いただけたか。対価の面では、只今のとおりにして、最後の輸送の実施体制について、運転者の要件や安全管理面は、一部不安が残るという意見が圧倒的であったが、私の判断では条件付で合意するという内容であるが、皆さんのご意見はいかがか。

(条件付きで、という声)

工藤会長：では、申請法人に結果だけはお伝えすることになっているが、条件付の文言の内容については、只今の話し合いの記録を基に、事務局と場合によっては私も入って調整するとして、結果だけはこの場でお伝えすることによいか。

各委員：了。

工藤会長：では、申請法人の入室を。

(法人 再入室)

工藤会長：(申請法人に対して審議結果を伝える)

江別市民の福祉のためにお力添えをいただき、感謝申し上げるが、業務外ではあれ違反の事実があることについて、さらに一層の運転者の資質の見極めと安全管理への対策を講じていただきたいということで、条件付での合意とした。

(法人退席)

(2) 福祉有償運送の有効期間更新の登録に係る協議について

①申請法人：特定非営利活動法人 わーかーびいー

工藤会長：では、次第3の(2)の①、特定非営利活動法人 わーかーびいーの有効期間更新の登録について、事務局から説明をお願いします。

近藤係長：わーかーびいーにつきましては、登録期間が平成23年6月30日までとなっており、その更新についてお諮りするものであります。

(法人の概要、申請内容について協議資料に基づき説明)

工藤会長：今の説明に関して、申請法人から何か補足説明はありませんか。

法人：約2年10か月前に交差点で人身事故を起こした運転者については、自動車事故対策機構の適性検査を受講後、業務に復帰している。

工藤会長：今の説明に関して、委員から質問・意見はありませんか。

星委員：短期間に2回違反を繰り返している運転者がいるが、事業所としてどのように対応したか。

法人：その都度本人から事情を聴取し、厳しく指導したが、申し訳ない。本人には厳重注意したところである。

山崎委員：違反者の数が多い。運行管理者はどのような教育をしているのか。

法人：朝礼やスタッフ会議、全体会議で注意喚起をしているが、まだまだ法令順守の意識が足りないと感じている。今後は徹底したい。

山崎委員：同じ人が今後違反を繰り返した場合は、もっと強く対応しないと直らない。

法人：今後は運転者の解任も考える。

八木橋委員：そのあたりのマニュアル化はしているのか。

法人：たびたびの違反に関しては、今後法人で別途規定を作る。

山田委員：通行帯違反の運転者について、違反の詳細は何か。

法人：私は事務の者なので、把握していない。運行管理者が把握している。

山田委員：運転者の違反の詳細は、事前に調べておくべき。

星委員：安全管理に関する調査書に記載の、報告の線引きはどのようにしているのか。

法人：確たるものはないが、当法人は居宅介護も行っていて、個人の車を使うこともあることから、個人の車が事故等で使えなくなった場合は報告を求めている。

山崎委員：今のような考えだと、重大事故を起こす要素が含まれている。問題は内容であって、皆さんで話し合っ、安全管理に関する考え方をしっかりと持つべき。

法人：今後十分法人内でも検討していきたい。

三好委員：点検記録簿の項目の中で、飲酒についてのチェックは機械を使っているか。

法人：対面・口頭である。

三好委員：タクシー会社では、機械計測が義務となっている。簡易のものでもよいので導入してはどうか。

法人：今後の検討課題とさせていただきます。

三好委員：運転者に若い人や女性が多いが、車両の点検はどのようにしているか。

法人：整備管理責任者と運転者が、ともに見て確認している。

工藤会長：他に質問は？なければ、これ以後は審議に移ります。申請を行った法人は、恐れ入りますが、退席のうえお待ちください。

(法人退席)

工藤会長：更新登録の有効期間について確認したい。

近藤係長：有効期間は2年間であるが、①福祉有償運送の業務について、是正のための命令を受けていないこと②福祉有償運送自動車が重大事故等を引き起こしていないこと③業務の全部又は一部の停止命令を受けていないこと一のいずれにも該当するときは、3年となる。

工藤会長：ご意見ありますか。違反は業務外のものか。

近藤係長：業務外である。

八木橋委員：法人の説明を聞いていると、福祉有償運送だからこれでいい、という考え方に聞こえる。事業所として全体的に考えてもらいたい。

山崎委員：「私は事務だからわかりません」ではまずい。改善点がわからないと、登録期間を3年とするのは難しいのではないか。

工藤会長：それでは、具体的なとりまとめの段階に入るが、1点目の福祉有償運送の必要性について。これは福祉有償運送が必要かどうかについて、認められるということでしょうか。

各委員：了。

工藤会長：2点目の安全管理面について、法人全体としてどのように考え、どのように改善するかについて、安全管理面の再検討と体制の再構築に向けた具体策の報告

を、事務局が別途指定する期日までに求めることとしたいが、どうか。

各委員：了。

工藤会長：3点目の旅客から受け取る対価については、特に問題はなしとしてよいか。

各委員：了。

工藤会長：では、第2点目の安全管理面について、法人全体としての再検討と体制の再構築に向けた具体策の報告を、事務局が別途指定する期日までに求めることとした上で、「条件付きで合意する」こととしてよろしいか。

各委員：了。

工藤会長：以上で、特定非営利活動法人 わーかーびーの審議を終了する。

(法人 再入室)

工藤会長：(申請法人に対して審議結果を伝える)

福祉有償運送の必要性については合意することとしたが、安全管理面を法人全体としてどのように考え、どのように改善するかについて、その再検討と体制の再構築に向けた具体策の報告を、事務局が別途指定する期日までに求めることとし、条件付きでの合意とする。

(法人退席)

近藤係長：次の法人の協議に入る前に、ご連絡申し上げたい。1件目に申請のあった新篠津福祉会について、岩見沢市と新篠津村での登録の有効期限が平成24年12月31日までとなっており、法人からも申し出があったが、次回以降の更新時期と作業の効率性を考慮し、今回の江別市での合意期間は岩見沢市等の満了時期である「平成24年12月31日」とすることについて、委員の皆さんのご了解をいただきたい。

工藤会長：合意期間については、事務局からの説明のとおりとしたい。

②特定非営利活動法人 ボランティア杜の家

工藤会長：では、次第3の(2)の②、特定非営利活動法人 ボランティア杜の家の有効期間更新の登録について、事務局から説明をお願いします。

近藤係長：ボランティア杜の家につきましては、登録期間が平成23年6月30日までとなっており、その更新についてお諮りするものであります。

(法人の概要、申請内容について協議資料に基づき説明)

工藤会長：今の説明に関して、申請法人から事業実施に関する説明や補足などはありませんか。

法人：(特になし)

工藤会長：今の説明に関して、委員から質問・意見はありませんか。

山崎委員：点呼簿はあるか。誰が点呼を行っているか。

法人：朝は運行管理責任者が行っているが、時差で出勤する者もいるので、途中から

事務職員が代行することもある。

山崎委員：点呼簿は保存されているか。

法人：然り。代理の者が点呼をした場合は、翌日に運行管理責任者へ報告する。

山崎委員：整備管理責任者が不在のときは。

法人：二種免許を持っている者4人がカバーしている。

工藤会長：他に質問は？なければ、これ以後は審議に移ります。申請を行った法人は、恐れ入りますが、退席のうえお待ちください。

(法人退席)

三好委員：運転者の中には高齢者もいるが、タクシー運転手の場合は65歳を過ぎたら講習を受けることになっている。福祉有償運送ではどうか？

新保委員：福祉有償運送で、そこまでは求めている。

山崎委員：事務の方が点呼してもよいのか。

新保委員：特に問題はない

工藤会長：それでは、具体的にとりまとめの段階に入るが、1点目の福祉有償運送の必要性について。これは福祉有償運送が必要かどうかについて、認められるということによいか。

各委員：了。

工藤会長：2点目の安全管理面についても、特に問題はないと考えるが、どうか。

各委員：了。

工藤会長：3点目の旅客から受け取る対価については、特に問題はなしとしてよいか。

各委員：了。

工藤会長：では、特に問題点はないことから、「合意する」こととしてよろしいか。

各委員：了。

工藤会長：以上で、特定非営利活動法人 ボランティア杜の家の審議を終了する。

(法人 再入室)

工藤会長：(申請法人に対して審議結果を伝える)

審議の結果、特に問題点はなかったので、福祉有償運送の必要性について合意する。

(法人退席)

(3) 特定非営利活動法人 当別町青少年活動センターゆうゆう24の運転者の追加及び料金改定に係る協議について

工藤会長：次第3の(3)の、特定非営利活動法人 当別町青少年活動センターゆうゆう24の運転者の追加及び料金改定について、事務局から説明をお願いします。

近藤係長：当別町青少年活動センターゆうゆう24につきましては、今回は運転者の追加

及び料金改定について、お諮りするものであります。

(法人の概要、申請内容について協議資料に基づき説明)

工藤会長：今の説明に関して、申請法人から事業実施に関する説明や補足などはありますか。

法 人：(特になし)

工藤会長：今の説明に関して、委員から質問・意見はありませんか。

三好委員：平成元年生まれの運転者がいるが、保険は適用されているか。

法 人：運転者全員に保険をかけている。

工藤会長：他に質問は？なければ、これ以後は審議に移ります。申請を行った法人は、恐れ入りますが、退席のうえお待ちください。

(法人退席)

工藤会長：委員から意見は？なければ、運転者の追加については、特に問題はないと考えるが、どうか。

各 委 員：了。

工藤会長：旅客から受け取る対価について、新たに設定する料金体系は、特に問題はなしとしてよいか。

各 委 員：了。

工藤会長：では、特に問題点はないことから、「合意する」こととしてよろしいか。

各 委 員：了。

工藤会長：以上で、特定非営利活動法人 当別町青少年活動センターゆうゆう24の審議を終了する。

(法人 再入室)

工藤会長：(申請法人に対して審議結果を伝える)

審議の結果、特に問題点はなかったので、運転者の追加と新たな料金体系の設定については、合意する。

(法人退席)

【4】その他

工藤会長：「4 その他」について、委員から何かありますか。

三好委員：今後委員が替わることも考慮して、法人からの提出書類の内容について、前回と今回の対比がわかる資料の作成をお願いしたい。

工藤会長：江別市におけるガイドラインも参考にした対比資料としていただきたい。

山崎委員：今後は、質疑に対してきちんと答えられる法人の方の出席をお願いしたい。

工藤会長：事務局から何か？

近藤係長：次回は、8月中に第2回目の協議会を開催し、登録更新の協議をお願いする予

定です。後日改めて、日程調整をお願いする予定であります。

工藤会長：他に何か？

各委員：(特になし)

工藤会長：以上で今回の協議会を終了します。

(1 1 : 4 5 終了)